

第55回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

- ① 事業報告
 - 「主要な事業内容」
 - 「主要な営業所」
 - 「使用人の状況」
 - 「主要な借入先の状況」
 - 「その他企業集団の現況に関する重要な事項」
 - 「株式の状況」
 - 「新株予約権等の状況」
 - 「会計監査人の状況」
 - 「業務の適正を確保するための体制」
 - 「業務の適正を確保するための体制の運用状況」
 - 「会社支配に関する基本方針」
- ② 連結計算書類
 - 「連結株主資本等変動計算書」
 - 「連結注記表」
- ③ 計算書類
 - 「株主資本等変動計算書」
 - 「個別注記表」

第55期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）

株式会社SM ENTERTAINMENT JAPAN

上記記載につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載されておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

主要な事業内容（2025年12月31日現在）

事業区分	事業内容
エンターテインメント事業	アーティスト等のマネジメント、音楽制作、コンサート・イベントの企画制作、ファンクラブ運営及びMD事業等
ライツ&メディア事業	ドラマ放映権及び映画の配給権に関する諸権利の取得・事業化、CS放送での番組供給及びイベント、オンライン配信事業等

主要な営業所（2025年12月31日現在）

①当社

本 社	東京都港区六本木三丁目2番1号
メディア部門	東京都港区西麻布四丁目3番11号

②子会社 株式会社エブリシングジャパン

本 社	東京都港区六本木三丁目2番1号
-----	-----------------

使用人の状況（2025年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度 末比増減
エンターテインメント事業	56（1）名	11名増（1名減）
ライツ&メディア事業	24（-）名	1名増（-名）
管理業務	24（-）名	1名増（-名）
合計	104（1）名	13名増（-名）

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時使用人は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
104名（1名）	13名増（1名減）	38.5歳	5.5年

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時使用人は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

主要な借入先の状況（2025年12月31日現在）

該当事項はありません。

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

株式の状況（2025年12月31日現在）

- | | |
|----------------|------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 300,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 115,894,901株（自己株式9,930株を除く。） |
| (3) 株主数 | 8,237名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
株式会社SME J Holdings	76,568千株	66.07%
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SAMSUNG	8,701千株	7.51%
KSD-MIRAE ASSET SECURITIES (CLIENT)	8,366千株	7.22%
MACQUARIE BANK LIMITED DBU AC	4,777千株	4.12%
株式会社サンライズ	1,021千株	0.88%
J Pモルガン証券株式会社	335千株	0.29%
宇田川 昇平	287千株	0.25%
櫻井 考明	260千株	0.22%
栃木 裕美子	246千株	0.21%
ケイティコーポレーション	230千株	0.20%

- (注) 1. 持株比率は自己株式（9,930株）を控除して計算しております。
 2. 持株比率は小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2025年12月31日現在）

2018年10月31日開催の臨時株主総会決議による第12回新株予約権

- ・新株予約権の数
6,510個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の種類と数
普通株式 651,000株
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たり296円（新株予約権1個当たり29,600円）
- ・新株予約権行使期間
2020年11月16日～2028年11月15日
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任および定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	750個	75,000株	3名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

2023年3月28日開催の第52回定時株主総会決議による第17回新株予約権

- ・新株予約権の数
22,450個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の種類と数
普通株式 2,245,000株
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払込みは要しない。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たり194円（新株予約権1個当たり19,400円）
- ・新株予約権行使期間
2025年3月29日～2033年3月28日
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	3,520個	352,000株	3名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 名称 三優監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	36,700千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,700千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額には、親会社監査人へのインストラクションレポートに対する監査報告業務についての報酬2,000千円が含まれております。
3. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額には、前事業年度に係る追加報酬700千円が含まれております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、監査項目別時間および監査報酬の推移、ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(5) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

企業価値の継続的な向上を実現させていくためには、企業の効率性を追求し、また事業活動より生じるリスクをコントロールすることが必要です。

当社グループは、これを実現させるためにはコーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であるとの基本的な考え方のもと、経営の透明性を維持し、当社グループの全てのステークホルダーへの説明責任を果たしてまいります。

経営資源の効率的な運用を行うとともに、リスクマネジメントやコンプライアンス面の強化を図り、株主・投資家の皆様に対する「企業価値」が最大化するよう努めてまいります。

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

企業価値の継続的な向上を実現させていくためには、企業の効率性を追求し、また事業活動より生じるリスクをコントロールすることが必要です。当社グループは、これを実現させるためにはコーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であるとの基本的な考え方のもと、経営の透明性を維持し、当社グループの全てのステークホルダーへの説明責任を果たしてまいります。

(2) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会の推薦基準、倫理行動基準、宣誓書提出等を内容とする「取締役の倫理等に関する基準」を定め、これの遵守を図るとともに、取締役会については「取締役会規則」を定め、その適切な運営を確保し、月1回これを開催することを原則とし、取締役間の意思疎通を図ると同時に相互に業務の執行を監督し、必要に応じて外部の専門家をアドバイザーに起用し、法令定款違反行為を未然に防止いたします。

当社の使用人の職務の執行が法令（行政上の通達・指導等を含む。）および定款ならびに社内規則等に確実に適合するための基礎として、「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」を定めております。社長を委員長とする「リスクマネジメント及びコンプライアンス委員会」を3ヵ月に1回以上開催し当社グループの内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともにコンプライアンス担当責任者を明確化し、体制の整備および維持を図ることとしております。

また、「内部通報制度運用規程」を定め、従業員等がコンプライアンス上の問題点等を直接通報または相談できる内部通報窓口を社内外に設置しています。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る情報、即ち取締役会議事録、経営会議議事録、稟議決裁書等については、文書管理責任者を設置し、保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持しております。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制の基礎として「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」を制定するとともに、個々のリスクについての専門部署、あるいは管理責任者を決定し対応するほか、必要に応じて個々のリスクに関連するマニュアルを作成し、当社グループ全体のリスク管理体制を構築いたします。

また、当社において不測の事態が発生した場合には、必要に応じて社長を本部長とする対策本部を設置して対応するほか、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチーム等を組織し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えてまいります。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定例的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針ならびに経営戦略に関わる重要事項については、事前に社長を長とする経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会に付議して執行の決定を行うものとしております。

経営会議は原則として月1回以上開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、取締役会への付議事項の事前審議および取締役会の決定した基本方針に基づき、その業務執行方針・計画・重要な業務の実施等、会社の経営に関する重要事項等を協議するほか、「経営会議規程」に定める付議事項について審議・承認、決議しています。

取締役の決定に基づく業務の執行については、「業務分掌規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めることとしております。

(6) 会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社との緊密な連携の下、企業グループとしての法令等を遵守した健全で持続的な事業の発展に努めてまいります。

また、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の適正性および効率性を確保いたします。

当社および子会社における取締役並びに使用人による、法令および定款等に違反する事象または取引ならびに、重大な損失の発生が見込まれる取引が生じるおそれがあるときは、速やかに部署責任者、経営企画部門長へ報告する体制といたします。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から、監査役の職務を補助すべき者を定常的にあるいは必要に応じて求められたときは、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものといたします。

当該補助者は、監査役の指揮命令に従うものとし、取締役からの指揮を受けないものといたします。

また、当該補助者の任命・解任・人事異動・賃金等の改定については、監査役会の同意を得るものといたします。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、会社の機関としての監査役および監査役会の位置付け、役割を恒常的に取締役および使用人に周知徹底させることに努めており、代表取締役は、監査役と定期的に連絡会合をもつこととしております。

また、当社の取締役および使用人は、業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告するものとしており、監査役は、いつでも必要に応じ、取締役および使用人に対し、報告を求めることができるとしております。

(9) 上記(7)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利な取り扱いをしてはならないものとし、その旨を周知徹底いたします。また、内部通報制度においても、通報したことを理由として、いかなる不利な取り扱いをしてはならないものとし、その旨を周知徹底いたします。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものといたします。

(11) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席する他、必要と認める重要な会議に出席いたします。

また、コンプライアンス規程に則り、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保するものといたします。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) 当社の内部統制システム全般の整備、運用は「内部統制システムに関する基本方針」に沿ったモニタリングを行い、改善を進めております。

また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。当社における財務報告に係る内部統制は、適正に整備、運用されており、その有効性評価については、「財務報告に係る内部統制基本計画書」に基づき実施しております。

(2) 内部監査計画に基づき、組織・業務の監査を実施しております。

会社支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度 期首残高	50,000	5,988,803	330,170	△33,136	6,335,837
当連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期 純利益			375,841		375,841
剰余金の配当			△115,894		△115,894
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の 変動額合計	－	－	259,946	－	259,946
当連結会計年度 期末残高	50,000	5,988,803	590,116	△33,136	6,595,783

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	その他の包 括利益累計 額合計			
当連結会計年度 期首残高	576,643	576,643	466,104	404,872	7,783,457
当連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期 純利益					375,841
剰余金の配当					△115,894
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額(純額)	65,985	65,985	△234,141	46,817	△121,339
当連結会計年度中の 変動額合計	65,985	65,985	△234,141	46,817	138,606
当連結会計年度 期末残高	642,628	642,628	231,962	451,689	7,922,064

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 1社
- ・ 主要な連結子会社の名称 株式会社エブリシングジャパン

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2) 棚卸資産

イ. 番組勘定・コンテンツ事業権

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

ロ. 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産

（リース資産は除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 3年～20年

2) ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社の従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. エンターテインメント事業

・コンサート収入

コンサート・イベントの開催については、開催時点において顧客に対して約束したサービスが移転し、当社の履行義務が充足されると判断していることから、開催時点で収益を認識しております。

・印税収入

主にアーティストが楽曲を創作し販売することや顧客による二次利用がなされることによりレコード会社等から得られる収入であり、顧客に対して当社が保有する原盤権及び著作権等の使用を許諾する義務を負っており、当該履行義務は、顧客が当該原盤権及び著作権等を使用することによってその使用量に基づいたロイヤリティとして充足されると判断して、レコード会社等からの印税通知書等の資料を基に収益を認識しております。

・MD収入及び物販収入

MD収入は、当社の知的財産に関するライセンスを含む商品を、ライセンス先の企業が販売することにより、ロイヤリティ収入が生じております。ロイヤリティ収入は、ライセンス先の企業の売上高に基づいて生じるものであり、ライセンス先の企業において当該商品が販売された時点で収益を認識しております。

物販収入は、e-コマースサイトでの物販を行っております。このような商品の販売については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

ロ. ライツ&メディア事業

・放送事業

放送事業では、韓流チャンネルを運営しており、主に放送事業者との契約に基づいて番組を供給しており、番組の供給が完了した時点で収益を認識しております。

・ライツ事業

ライツ事業では、主に韓流ドラマのコンテンツ権利者から放映権、映像配信権、DVDに関する商品化権等を購入し、主に放送局、BS・CSチャンネル、映像配信事業者、コンテンツの企画・製作会社等にライセンス供与しております。このライセンスは使用権に該当するため、ライセンス料が一時金の場合又は最低保証料を受取る場合は、原則として各事業者がライセンスからの便益を享受できるようになった時点で収益を認識しております。また、売上高に基づくロイヤリティに係る収益は、各事業者からの報告書に基づいて収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

(コンテンツ事業権の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

コンテンツ事業権 1,753,506千円、コンテンツ事業権評価損 110,790千円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当連結会計年度末において、コンテンツのタイトルごとに予測した将来収支に基づく回収可能価額がコンテンツ事業権の簿価を下回っていると判断した場合には、帳簿価額と回収可能価額の差額をコンテンツ事業権評価損として売上原価に計上しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

コンテンツの買付時において、類似したタイトルの過去の販売実績等に基づき収支予算を策定し、その後の実績を踏まえて四半期毎に収支予算の見直しの必要性を検討しておりますが、当該収支予算に含まれる予想売上高を主要な仮定として設定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である予想売上高は過去の実績等に基づいておりますが、販売市場の動向に影響を受けるため見積りには高い不確実性が伴います。翌連結会計年度の売上高実績が当社経営者の見積りから乖離した場合、コンテンツ事業権の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 104,136千円
減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	115,904,831株	一株	一株	115,904,831株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	9,930株	一株	一株	9,930株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金の支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日
2025年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	115,894	1	2024年 12月31日	2025年 3月26日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日
2026年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	231,789	2	2025年 12月31日	2026年 3月26日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 2,073,000株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品の状況に関する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金は銀行から調達しております。デリバティブ等での投機的な取引は行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び貸付金は、顧客等の信用リスクに晒されておりますが、管理部門と営業部門が連携し債権の期日管理の徹底を図るとともに、与信管理についても取引先の営業状況を定期的にモニタリングし、財政状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、主に株式への出資であり発行体の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、投資にあたり経営会議等において事業内容・投資先の財務状況等を慎重に審議することとし、定期的に事業状況をモニタリングし、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが一年以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時 価 (*)	差 額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	1,573,183	1,573,183	—
(2) 貸付金	93,577		
貸倒引当金	△78,589		
	14,987	15,057	70

(注) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

①「現金及び預金」、「売掛金」、並びに「買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

②投資有価証券 その他有価証券

これらの時価について、取引所の相場によっております。

③貸付金

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該貸付金の元利息の合計額を同様の貸付において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。また、回収可能見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているものは、時価は決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって算定しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券 その他有価証券 株式	1,573,183	—	—	1,573,183

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
貸付金	—	15,057	—	15,057

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は全て上場株式であり相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、当該貸付金の元利金の合計額を同様の貸付において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1)	1株当たり純資産額	62円46銭
(2)	1株当たり当期純利益	3円24銭

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	エンターテインメント 事業	ライツ&メディア事業	合 計
顧客との契約から 生じる収益	7,816,834	2,378,754	10,195,588
外部顧客に対する 売上高	7,816,834	2,378,754	10,195,588

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項(4)会計方針に関する事項④」
の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	5,512,671
契約負債	342,917

(注) 1. 契約負債は、個別契約に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

2. 当連結会計年度に認識した収益のうち、当連結会計年度の期首の契約負債に含まれていた金額は232,995千円です。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はないため、残存履行義務に係る開示を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金	
		その 他 資 余 金 剰 余 金	資 本 金 剰 余 金 合 計		利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金
当事業年度 期首残高	50,000	5,835,805	5,835,805	—	464,273	464,273
当事業年度中の 変動額						
当期純利益					372,961	372,961
剰余金の配当				11,589	△127,484	△115,894
株主資本以外の項目の 当事業年度中の 変動額(純額)						
当事業年度中の 変動額合計	—	—	—	11,589	245,477	257,066
当事業年度 期末残高	50,000	5,835,805	5,835,805	11,589	709,750	721,340

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当事業年度 期首残高	△33,136	6,316,941	466,104	6,783,046
当事業年度中の 変動額				
当期純利益		372,961		372,961
剰余金の配当		△115,894		△115,894
株主資本以外の項目の 当事業年度中の 変動額(純額)			△234,141	△234,141
当事業年度中の 変動額合計	—	257,066	△234,141	22,924
当事業年度 期末残高	△33,136	6,574,008	231,962	6,805,971

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------------------|------------------------------------------------------|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法によっております。 |
| ② 棚卸資産
イ. 番組勘定・コンテンツ事業権 | 個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。 |
| ロ. 商品 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 有形固定資産
(リース資産は除く) | 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 30年～39年
工具、器具及び備品 3年～20年
車両運搬具 6年 |
| ② ソフトウェア | 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| ③ リース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 |

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. エンターテインメント事業

・コンサート収入

コンサート・イベントの開催については、開催時点において顧客に対して約束したサービスが移転し、当社の履行義務が充足されると判断していることから、開催時点で収益を認識しております。

・印税収入

主にアーティストが楽曲を創作し販売することや顧客による二次利用がなされることによりレコード会社等から得られる収入であり、顧客に対して当社が保有する原盤権及び著作権等の使用を許諾する義務を負っており、当該履行義務は、顧客が当該原盤権及び著作権等を使用することによってその使用量に基づいたロイヤリティとして充足されると判断して、レコード会社等からの印税通知書等の資料を基に収益を認識しております。

・MD収入及び物販収入

MD収入は、当社の知的財産に関するライセンスを含む商品を、ライセンス先の企業が販売することにより、ロイヤリティ収入が生じております。ロイヤリティ収入は、ライセンス先の企業の売上高に基づいて生じるものであり、ライセンス先の企業において当該商品が販売された時点で収益を認識しております。

物販収入は、e-コマースサイトでの物販を行っております。このような商品の販売については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

ロ. ライツ&メディア事業

・放送事業

放送事業では、韓流チャンネルを運営しており、主に放送事業者との契約に基づいて番組を供給しており、番組の供給が完了した時点で収益を認識しております。

・ライツ事業

ライツ事業では、主に韓流ドラマのコンテンツ権利者から放映権、映像配信権、DVDに関する商品化権等を購入し、主に放送局、BS・CSチャンネル、映像配信事業者、コンテンツの企画・製作会社等にライセンス供与しております。このライセンスは使用権に該当するため、ライセンス料が一時金の場合又は最低保証料を収受する場合は、原則として各事業者がライセンスからの便益を享受できるようになった時点で収益を認識しております。また、売上高に基づくロイヤリティに係る収益は、各事業者からの報告書に基づいて収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

(コンテンツ事業権の評価)

当事業年度の計算書類に計上した金額及び計算書類利用者の理解に資するその他の情報については、「連結注記表(会計上の見積りに関する注記)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 104,136千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 区分表示されたもの以外で関係会社に対する金銭債権又は金銭債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 111,546千円

② 短期金銭債務 4,690,911千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 5,735,429千円

営業取引以外の取引による取引高 3,317千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	9,930株	一株	一株	9,930株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳（単位：千円）

繰延税金資産

減損損失	6,321
賞与引当金	14,094
貸倒引当金	37,747
繰越欠損金	243,211
投資有価証券評価損	193,032
関係会社株式評価損	3,341
商品評価損	10,621
年会費前受額	1,327
契約金前受額	17,193
その他	10,598
繰延税金資産計	537,490
評価性引当額	△443,451
繰延税金資産合計	94,038

6. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SM ENTERTAIN MENT Co., Ltd.	大韓民国 ソウル市	11,915	エンター テインメ ント業務	(被所有) 間接 (73.22)	マネジメン ト契約関係	ロイヤリティの支払 (注) 1	5,520,739	買掛金 前渡金	4,632,289
							制作費の 立替 (注) 2	191,414	立替金	90,799

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. ロイヤリティの支払については、定期的な価格交渉の上で決定しております。
2. 上記親会社に対して立替を行っております。当該資金の支出については制作費を一時的に立て替えているものであり、将来において返済される予定のものであります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 56円72銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 3円22銭 |

8. 収益認識に関する注記

当事業年度の収益認識に関する注記については、「連結注記表（6. 収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。